



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付  
2012年11月(第8号) 1号

日に日に寒くなってきましたが、今年も残すところあとひと月ですね。皆さまいかがお過ごしですか。

「事務所だより 11月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

## この号の内容

- 1 賞与の社会保険料
- 2 年末調整の準備をしましょう
- 3 子の看護休暇をご存じですか？
- 4 当事務所から

## 賞与の社会保険料

冬は賞与（ボーナス）を支給する会社が多い時期ですが、賞与（年に3回以下の支給の場合）にも社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）がかかることをご存じでしょうか。賞与を支給する都度、年金事務所へ届出をし、社会保険料を納付します。健康保険組合に加入している会社では健康保険組合へも届出が必要です。賞与の厚生年金保険料の納付は将来の年金額にも影響しますので大切な手続きです。手続きのポイントをご紹介しますので忘れずに行いましょう。

### ■ ポイント1 標準賞与額の上限

賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」といい、健康保険・厚生年金保険の保険料計算の対象となりますが、それぞれ上限額が設けられています。

- ①健康保険 年度（4月1日から翌年3月31日まで）の累計額で540万円
- ②厚生年金保険 支給1月につき150万円

### ■ ポイント2 保険料額の計算

賞与にかかる保険料額は従業員ごとの標準賞与額に、毎月の給与にかかる保険料率と同じ保険料率を掛けた額です。保険料は原則として会社と従業員が折半負担します。

### ■ ポイント3 賞与支払届の提出

会社は賞与を支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添付して、年金事務所へ届出をします。健康保険組合に加入している会社は健康保険組合にも届出をします。

## 年末調整の準備をしましょう

今年も年末調整を行う時期となりました。年末調整は賞与や毎月の給与の支払いの際に源泉徴収した税額と、その年に納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続きで、給与の源泉徴収の総決算ともいうべき、とても大切な手続きです。

今年には生命保険料控除が改組され、平成 24 年 1 月 1 日以降に加入した介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする保険契約について「**介護医療保険料控除(適用限度額 4 万円)**」が設けられました。

また同じく平成 24 年度中に新規加入した一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額もそれぞれ 4 万円とされました。

平成 23 年 12 月末までに加している一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額については従来通り（上限は各 5 万円）ですが、上記の新契約と合わせて申告する場合は合計で 12 万円が適用限度額となります。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1140.htm>



## 子の看護休暇をご存じですか？

小さなお子さんのいる従業員の皆さんは、お子さんの急な病気やケガで会社を休まざるを得ないことが多々あるのではないのでしょうか。「子の看護休暇」をご存じですか。法律では小学校入学前のお子さんのいる従業員は有給休暇とは別に、お子さんの病気、ケガ又は予防接種のために年間で 5 日間の「子の看護休暇」を取ることができるとされています。（お子さんが 2 人以上の場合は 10 日間）ただし、この休暇は通常は無給とされています。

### 当事務所から



事務所日より 11 月号はいかがでしたか。  
先日、当事務所の近所にある外苑東通りの「いちよう並木」を散策してきました。黄色く色づいたいちようはまさに見ごろで大勢に人で賑わっていました。みなさんは今年、紅葉を楽しめましたか。

### 藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号  
(社会保険労務士法人アシスト 21 内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美